

みんなで守ろう！ ▲ みんなでつくろう！

空気もおいしいまち とまこまい



「苦小牧市受動喫煙防止条例」 を制定しました！

令和2年
4月1日
施行

2020年4月から改正健康増進法が全面施行となり、受動喫煙防止の取組は「マナー」から「ルール」へと変わります。

苦小牧市では、市民の皆様の健康寿命の延伸に向けて、更なる受動喫煙防止対策を推進するため、「苦小牧市受動喫煙防止条例」を制定しました。

2018年「喫煙、受動喫煙に関する実態調査結果」

飲食店の受動喫煙対策を望む **96.1%**

受動喫煙にあったことがある **85.9%**

受動喫煙にあった時迷惑だと思った **73.5%**

公共施設の受動喫煙対策を望む **96.2%**

受動喫煙対策を行っている企業 **57.5%**

受動喫煙は健康に悪いと思う **86.7%**

受動喫煙にあった場所は飲食店、職場、路上、家の順

飲食店では禁煙席を選ぶ **74.2%**

子どもの受動喫煙を防止してほしい

飲食店を全面禁煙して良かった **75.6%**

吸う人も吸わない人も過ごしやすい環境を

歩きたばこやたばこのポイ捨てをやめてほしい

市民一人一人が生涯にわたり、
健やかに暮らせるまちの実現を目指して！

問合せ

苦小牧市健康こども部健康支援課
☎0144-32-6407

苦小牧市 受動喫煙 検索
公式ホームページ ▶▶▶



みんなではじめよう！受動喫煙防止対策！

なぜ受動喫煙防止対策が必要なの？

受動喫煙で亡くなる方は、
全国で年間約15,000人！

たばこの煙には約5,300種類の化学物質が含まれ、このうち約70種類の発がん性物質が含まれています。また、喫煙者が吸う「主流煙」よりたばこの先から発生する「副流煙」の方が多くの有害物質（ニコチン（2.8倍）、タール（3.4倍）、一酸化炭素（4.7倍））を含んでいます。受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中等の発症の要因に深く関わっており、子どもの場合は、乳幼児突然死症候群や喘息の発症、呼吸機能の低下等、妊婦が喫煙した場合には、早産や低出生体重児、胎児発育遅延等の影響があるといわれています。

まちぐるみで取り組もう



受動喫煙の防止に向けては、市、市民、保護者、事業者等が相互に連携・協力し、まちぐるみで取り組むことが必要です。

具体的にどうなるの？

- 第1種施設 受動喫煙により健康影響が大きい子どもや患者等が主たる利用者となる施設
- 第2種施設 第1種施設以外の2人以上の方が同時、または入れ替わり利用する施設

※加熱式たばこも紙巻きたばこ同様の扱いとします。

第1種施設 学校・病院・保育所
幼稚園・大学・市役所等

第2種施設 スポーツ施設・文化施設等
(市が設置または管理する施設)

第2種施設 事務所・工場・飲食店
ホテル・店舗等

敷地内禁煙

- 敷地内全面禁煙です。
- 敷地内駐車場の車の中でも喫煙できません。

市条例

・利用者に一定の配慮が必要な施設（精神病床を有する病院等）を除き、「特定屋外喫煙場所」は設置できません。

原則屋内禁煙

- 屋内、屋外に喫煙場所はありません。
- 市の施設に標識の掲示を義務付けています。

市条例

・市の施設には、屋内、屋外に喫煙場所を設置できません。
・市の施設には、標識の掲示が必要です。

原則屋内禁煙

- 喫煙専用室（技術的基準に適合）がなければ屋内で喫煙できません。
- 喫煙専用室には20歳未満の方（客・従業員含む）は入れません。
- 喫煙専用室がある施設や全ての飲食店に標識の掲示を義務付けています。

市条例

- ・禁煙の飲食店も標識の掲示が必要です。
- ・屋外に喫煙場所を設置する場合、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければなりません。

第2種施設 経営規模の小さな飲食店

屋外 通学路・公園・公共の場所

その他 家庭・自動車等

禁煙・分煙・喫煙

経過措置

- ・令和2年4月1日現在営業
- ・客席面積100㎡以下
- ・資本金5,000万円以下

喫煙可

- ・経過措置として、喫煙可能です。
- ・喫煙可能店に20歳未満の方は（客・従業員含む）入れません。
- ・全ての飲食店に標識の掲示を義務付けています。

市条例

- ・禁煙の飲食店も標識の掲示が必要です。
- ・屋外に喫煙場所を設置する場合、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければなりません。
- ・従業員や利用者の受動喫煙の防止に取り組むよう努めなければなりません。

受動喫煙を防止しましょう

- ・家族や子ども、周囲の人に受動喫煙をさせないようにしましょう。

市条例

- ・他人に受動喫煙を生じさせないよう努めなければなりません。
- ・通学路、公園、その他公共の場所で受動喫煙を生じさせないよう努めなければなりません。
- ・保護者はいかなる場所においても、20歳未満の方の受動喫煙の防止に努めなければなりません。

受動喫煙に関する情報はこちらから

【標識】 【禁煙外来】 【ガイドライン】 【助成金】 【空気もおいしい施設】 【けむい問模試】

全国統一

【けむい問模試】

事業者の皆様へ



具体的にどうすればいいの？

●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。

各施設の類型に応じて受動喫煙を防止する取組が必要となります。喫煙が可能な施設や全ての飲食店、市の施設には標識の掲示義務があります。標識は市のホームページからダウンロードできます。

施設の種類	施設の例	禁煙の原則	標識の種類	備考
第1種施設	学校 病院 保育所・幼稚園 大学 市役所等	敷地内禁煙	市条例 屋外喫煙場所 設置不可	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。 ※利用者に一定の配慮が必要な施設（精神病床を有する病院等）を除き、「特定屋外喫煙場所」は設置できません。
			市条例 標識（市の施設の入口）	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			空気もおいしい施設 ステッカー	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			市条例 標識（市の施設の入口）	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
第2種施設	事務所 工場 ホテル・旅館 店舗 商業施設等 2人以上の方が同時、または入れ替わり利用する全ての施設	原則屋内禁煙	敷地内禁煙	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			屋内禁煙	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			喫煙専用室有	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			屋外喫煙場所	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
	市の施設 ・コミュニティセンター ・スポーツ施設 ・文化施設 等	原則屋内禁煙	市条例 敷地内禁煙	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			市条例 屋内禁煙	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			市条例 屋外喫煙場所	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
	飲食店 経営規模の小さな飲食店を除く。	原則屋内禁煙	市条例 敷地内禁煙	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			市条例 屋内禁煙	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			市条例 喫煙専用室有	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
経営規模の小さな飲食店 令和2年4月1日現在営業 客席面積100㎡以下 資本金または出資の総額が 5,000万円以下の飲食店	経過措置適用	市条例 敷地内禁煙	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。	
		市条例 屋内禁煙	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。	
		市条例 喫煙専用室有	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。	
		市条例 喫煙可能	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。	
喫煙目的施設	公衆喫煙所（屋内） 店内で喫煙可能な たばこ販売店 バー・スナック※	喫煙可能	市条例 標識（施設・喫煙室入口）	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。
			市条例 標識（施設・喫煙室入口）	●喫煙可能な場所（喫煙専用室、喫煙可能店等）には、20歳未満の方（従業員・客含む）は立入禁止です。

空気もおいしい施設
対象施設
拡大！



●飲食店をはじめ、禁煙に取り組む全ての施設を対象とします。
●ステッカーは禁煙標識として使用できません。



標識の掲示義務はありませんが、空気もおいしい施設として認定できます。



●技術的基準に適合

●施設の入口、歩道、住宅付近に設置不可 市条例

●設置しません 市条例



●技術的基準に適合

●施設の入口、歩道、住宅付近に設置不可 市条例



●技術的基準に適合

●保健所へ届出が必要

●施設の入口、歩道、住宅付近に設置不可 市条例

※たばこ事業法におけるたばこの販売許可を得て、たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、喫煙を主目的とするバー・スナックをいいます。

事業者の皆様へ

喫煙専用室・加熱式たばこ喫煙専用室の技術的基準

屋内に喫煙室を設置する場合は、喫煙室から屋内にたばこの煙が流出しないよう、以下の基準を満たす必要があります。

- 1 ・ 喫煙室の入口における室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m/秒以上であること
- 2 ・ たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設内に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること
- 3 ・ たばこの煙が屋外に排気されていること

- 施設内が複数階に分かれている場合においては、フロア分煙を行うことが可能です。
- 法律の経過措置の対象である小規模飲食店において、店舗内の全部の場所を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されていることが必要です。
- 令和2年4月1日に既に存在している建物であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、一定の経過措置があります。

施設の管理権原者の義務

- ・ 喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置してはならないこと
- ・ 喫煙禁止場所で喫煙しているものに対し、喫煙中止又は退出を求めること
- ・ 室外への煙の流出を防止するための基準に適合させること
- ・ 喫煙室の出入口の見やすい箇所に標識を掲示すること
- ・ 喫煙室のある施設の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示すること
- ・ 20歳未満の方（従業員を含む全ての方）を喫煙室に立ち入らせないこと
- ・ 広告・宣伝をするときは、喫煙室設置施設である旨を明示すること
- ・ 施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとること 等

[罰則規定あり]

法の義務に違反した場合、指導、命令、罰則等が適用される場合があります。

[標識の掲示]

- ・ 飲食店、市の施設は全て掲示します。
- ・ 他の施設は、喫煙室を設置する場合掲示が必要です。
- ・ 標識は、市のホームページからダウンロードできます。

受動喫煙防止対策助成金・飲食店全面禁煙化補助金（市）

- ・ 市内の事業場を運営する中小企業事業主の方を対象に、喫煙専用室等の設置・改修にかかる経費に対し、国の「受動喫煙防止対策助成金」に上乗せして助成します。
- ・ 令和2年4月1日現在営業している市内の経営規模の小さな飲食店を対象に、店舗を全面禁煙とする際にかかる経費（壁紙やカーテンの更新、店舗クリーニング等）に対し補助します。

受動喫煙防止対策助成金（国）

- ・ 市内の事業場を運営する中小企業事業主の方を対象に、喫煙専用室、屋外喫煙所等の設置・改修、換気装置等の設置・改修（経営規模の小さな飲食店のみ）にかかる経費に対し助成します。【問合せ】北海道労働局労働基準部健康課 ☎011-709-2311（内線：3563）

空気もおいしい施設ステッカー

- ・ 飲食店等の敷地内または施設を全面禁煙とし、適切な受動喫煙防止対策に取り組む施設等を「空気もおいしい施設」として認定します。
- ・ 空気もおいしい施設として認定された施設にはオリジナルステッカーを進呈し、市のホームページ等で紹介します。
- ・ ステッカーは「禁煙」の標識としてお使いいただけます。

